

令和7年11月募集のご案内

葛飾区シルバーピア住宅入居者募集のご案内

募集戸数 単身者用（8戸）・2人世帯用（3戸）

◇葛飾区シルバーピア住宅とは

区が建物を一棟借り上げ、管理をしている集合住宅です。高齢者を対象として、エレベーターや緊急通報システム装置の設置、住宅内の段差解消、手すりの設置など、高齢者の生活に配慮した作りになっています。

入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために、住み込みの生活協力員または通いの生活援助員が定期的に巡回をしています。ただし、日常生活の援助をするものではありませんので、ご了承ください。

◇「募集案内」および「申込書」は葛飾区ホームページからダウンロードすることができます。

◇入居住宅の希望についてはお受けできません。

申 込 期 間 令和7年11月4日（火）～12日（水）

（申込書配布期間） ☆募集案内・申込書は、申込期間（8日（土）・9日（日）を除く。）に限り配布します。

☆申し込みは郵送で、11月18日（火）までに葛飾郵便局に届いたものだけに受け付けます。（※消印有効ではありません。）

※「募集案内・申込書」のホームページからのダウンロードは、11月4日から11月12日まで可能です。

抽 せ ん 日 令和7年12月18日（木）午前9時30分から

葛飾区役所新館7階705会議室にて

☆抽せん番号の通知は12月上旬に発送します。

☆抽せん結果の通知は12月下旬に発送します。

☆当日は会場においでにならなくてもさしつかえありません。

申 込 方 法 ☆窓口で入手した申込書を使用する場合

（1）申込書に必要事項を記入してください。

（2）抽せん番号のお知らせハガキ・抽せん結果のお知らせハガキのそれぞれに85円切手を貼ってください。

（3）封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、封筒の裏面に住所・氏名を記入して、葛飾郵便局に郵送してください。

☆ホームページからダウンロードした申込書を使用する場合

申込書と一緒にダウンロードされる「募集案内」をご覧ください。

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話：03-5654-8353（ダイヤルイン）

【単身者用の入居資格】

申し込みのできる方は、次の(1)～(6)のすべてにあてはまる必要があります。

(1) 65歳以上の単身であること

申込者が、申し込みをした日において65歳以上単身(現に同居している親族がいないこと)であること。

(2) 葛飾区内に引き続き3年以上住んでいること

- ①申込者が、申し込みをした日において葛飾区内に引き続き3年以上住んでいること。
- ②外国人については、中長期在留者で、①のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」。
 - イ ア以外の在留資格の場合は、申込書配布期間において、在留実績が継続して3年以上あること。

(3) 常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること

単身で日常生活が送れること。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申込みできます。なお、申込者が、精神障害者および知的障害者については、資格審査のときに居住支援の状況を確認する場合があります。

(4) 所得金額が次の基準内であること

所得金額 0円～2,568,000円

(5) 住宅に困っていること(次のすべてに該当する方)

- ①お住まいの住宅が居住生活上危険な状態または保健衛生上劣悪な状態にあること。
- ②住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
 - ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書、入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立ち退き要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に責任がある場合を除く。）なお、入居資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本を提出できる方。

(6) 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

【２人世帯用の入居資格】

申し込みのできる方は、次の（１）～（７）のすべてにあてはまる必要があります。

（１）申込者本人が６５歳以上であること

申込者が、申し込みをした日において６５歳以上であること。

（２）申込者が葛飾区内に引き続き３年以上住んでいること

- ①申込者が、申し込みをした日において葛飾区内に引き続き３年以上住んでいること。
- ②外国人については、中長期在留者で、①のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」。
 - イ ア以外の在留資格の場合は、申込書配布期間において、在留実績が継続して３年以上あること。

（３）常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること

単身で日常生活が送れること。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申込みできます。なお、申込者が、精神障害者および知的障害者については、資格審査のときに居住支援の状況を確認する場合があります。

（４）同居親族がいること

現に同居し、または同居しようとする６０歳以上の親族がいること。

（５）世帯の所得金額（同居親族に所得がある場合は合算）が次の基準内であること

所得金額 ０円～２，９４８，０００円

（６）住宅に困っていること（次のすべてに該当する方）

- ①お住まいの住宅が居住生活上危険な状態または保健衛生上劣悪な状態にあること。
- ②住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
 - ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書、入居後２か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立ち退き要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に責任がある場合を除く。）なお、入居資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本を提出できる方。

（７）申込者全員が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

◇所得の計算のしかた

(1) 所得金額計算上の注意

① 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

② 退職・廃業している場合

申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額0円とします。

なお、「結婚するため」の理由により申込月から翌々月の月末までに退職することが申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。

ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

③ 2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

(2) 所得金額とは

令和6年1月以降に、就職・退職・年金の受給などによる収入の変更がなかった方は、令和6年分の総所得の額を所得金額とします。

年金以外の所得がある場合は、それぞれの所得を計算し、合計してください。

所得の種類	所得金額
合 計	

5 ページの特別
控除の合計額

-

=

所得金額

(3) 年金収入のある方の所得金額の計算

①年金を受け取り始めたのが、令和5年12月以前で、すべての年金額に変更がない方は、「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。

②年金を受け取り始めたのが、令和6年1月以降、または年金額に変更があった方は、「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

③年金収入を所得になおす計算をします。

- ・まず計算の対象となる年金の支給額を合計します。
- ・下記の年金収入所得換算表にて、年金合計金額を「年金合計金額の範囲」欄にあてはめます。
- ・その行の計算式にしたがって所得金額を算出します。

◇年金収入所得換算表

(単位:円)

年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式		
	(年金額の合計)	計算式	(所得金額)
1,100,000円まで		所得金額は0円です。	
1,100,001～3,299,999円	()	$-1,100,000-100,000=$	()
3,300,000～4,099,999円	()	$\times 0.75-275,000-100,000=$	()

◇特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、合計所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きま
す。

控除の種類	特別控除 金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 方	備 考
㊦老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	㊦の特別 障害者控 除を受け る方は、 ㊧の障害 者控除を あわせて 受けるこ とはできま せん。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法の扶養親族で16歳以上23歳未満の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2項症の方 5 65歳以上の方で1・3と同程度であるものとして福祉事務所の 認定書の交付を受けている方	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障 害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含 む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けて いる方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同程度であるものとして福祉事務所の 認定書の交付を受けている方	㊧の障害 者控除を 受ける方 は、㊦の 特別障害 者控除を あわせて 受けるこ とはできま せん。
㊪寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻していない方で次の①および②の両方に当ては まる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方 夫死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方 で、年間所得500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする 子」のいない方もあてはまります。)	特別控除を 受けられる 方の所得 が特別控 除金額より も少ないと きはその所 得金額と同 額のみ差し 引きます。
㊫ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、 次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得合計が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

【募集する住宅】

●住宅の間取り・・・1DK、2DK

●使用料・・・使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等により決定します。
そのため、世帯の所得金額によって使用料の金額が変わります。

●葛飾区シルバーピア住宅の中で、登録順位の上位の方からあっせんします。

募集戸数	名称	所在地	区分	間取り	エレベーター	専用面積 (㎡)	予定使用料 (円)
8戸	コージュお花茶屋	お花茶屋 3-3-17	単身	1DK	有	33.5 ㎡	18,200～48,200
	コージュ南水元	南水元 2-11-20	単身	1DK	有	32.9 ㎡	17,200～45,700
	コージュ第二堀切	堀切 7-22-28	単身	1DK	有	35 ㎡	19,200～50,800
	コージュ四つ木	四つ木 3-4-31	単身	1DK	有	27 ㎡	14,300～37,900
	コージュ東金町	東金町 5-17-12	単身	1DK	有	27.7 ㎡	14,700～39,000
	コージュ堀切	堀切 2-44-13	単身	1DK	有	32 ㎡	17,100～45,300
	コージュ西亀有	西亀有 1-17-6	単身	1DK	有	32.9 ㎡	18,000～47,700
	コージュ第二鎌倉	鎌倉 3-39-17	単身	1DK	有	28.7 ㎡	15,400～40,700
3戸	コージュお花茶屋	お花茶屋 3-3-17	世帯	2DK	有	46.8 ㎡	25,400～67,400
	コージュ細田	細田 4-33-6	世帯	2DK	有	55.2 ㎡	29,600～78,600
	コージュ南水元	南水元 2-11-20	世帯	2DK	有	45.9 ㎡	24,000～63,800

留意事項（申し込みにあたっての注意）

- （１）葛飾区シルバーピア住宅へ申し込むには、収入による制限など一定の資格が必要です。入居資格に該当しない方は申し込みできません。詳しくはそれぞれの「入居資格」をご覧ください。
- （２）申込書の書き方は、記入例を参考にしてください。記入もれや不整合のないようにしてください。記入内容の不備等により、申し込みが無効になる場合もあります。
- （３）申し込み後の申込者・同居親族の変更は、原則としてできません。
- （４）入居住宅の希望についてはお受けできません。
- （５）葛飾区シルバーピア住宅の二重申込は無効です。
- （６）他の募集（公的住宅を含む）で、既に資格審査に合格し、入居登録されている方は、原則として申し込みできません。
- （７）当せんが決定した後、必要書類を提出していただき、資格審査に合格しなければ入居できません。
- （８）入居の際には、決定した住宅使用料（家賃）の２か月分を住宅保証金として納めていただくとともに、緊急時の連絡先となる方が１名必要となります。
- （９）入居は令和８年３月以降を予定しています。
- （１０）入居後は、毎月、住宅使用料と、月額１，０００円～３，０００円の共益費をお支払いいただきます。
- （１１）契約更新料はありませんが、毎年、必ず収入報告書を提出していただきます。
- （１２）結果の通知は１２月下旬に発送します。

申込書の書き方

太線内と裏面に記入してください

令和7年11月葛飾区シルバーピア住宅使用申込書

(葛飾)

令和7年11月 日

葛飾区長あて

私は葛飾区シルバーピア住宅条例に基づくシルバーピア住宅を使用したいので申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。申込後の記載事項変更は原則としてできませんので注意してください。

1. 申込者について記入してください。なお、この方が住宅使用許可の名義人となります。

申	現住所	〒124-8555 葛飾区 立石5丁目13番1号葛飾荘101号室		電話番号 03-3695-1111	
	フリガナ	カツシカ タロウ		区内居住年数	14年 3か月
	氏名	氏 葛飾	名 太郎	在留資格	
	フリガナ			在留期間	年 月 日から 年 月 日まで
	日本での通称名がある方	氏	名		
	生年月日	年 月 日	申込者の年齢	歳	

申込者ご本人の記入欄です。氏名・続柄は記入する必要はありません。

葛飾区シルバーピア住宅を申し込むときは「単身」または「2人世帯」を○で囲んでください。

2. 葛飾区シルバーピア住宅を希望する方は「単身」か「2人世帯」のどれか一つを○で囲んでください。

申込区分	単身	2人世帯
------	----	------

3. 入居しようとするすべての世帯員について、記入してください。記入もれがあると、申し込みが無効となる場合があります。

世帯員	氏名	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除（○で囲む）	申込時点の勤務先・アルバイト先・学校の名称・所在地	職業	
フリガナ	本人	1954年9月10日生（満70歳）	1,488,800	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 中央区京橋 名称 都商事(株) 電話 03(1234)5678	勤務（開業）開始年月日 1984年4月1日	会社員	
カツシカ タロウ	妻	1956年8月15日生（満68歳）	550,000	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話	勤務（開業）開始年月日 年 月 日	年金	
葛飾 直子								
合計所得金額A				特別控除合計B	差引所得金額A-B			
2,038,800円				270,000円	1,768,800円			

住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅に入ろうとする親族・婚約者も含む）を書いてください。ここに書かれた方以外は入居できません。※ここに書かれた方の人数と入居を希望する人数は一致していなければなりません。

申込者の現在の同居親族と、入居を希望する世帯員の人数を記入してください。

申込者を含め、現在 2 人で暮らしており、住宅には申込者を含め 2

申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、住宅に入居しない方がいる場合は、その氏名を記入

氏名	氏名	氏名	氏名

特別控除に該当する場合は、その種類を○で囲んでください。世帯の合計所得から差し引ける場合と、その人の所得から差し引ける場合があります。詳しくは、「令和7年11月募集のご案内」の5ページを参照してください。

職業をはっきり、具体的に書いてください。（会社員、自営業、パート、アルバイト、年金、無職など）

・裏面も記入してください。

(切りはなさないでください)

切手の貼っていないもの、不足しているものは抽せん番号の通知をいたしません。抽せん番号、抽せん結果の電話による照会はありません。あなたのお住まいの郵便番号もお忘れなく記入してください。

郵便はがき		郵便はがき	
85円切手を必ずはってください。		85円切手を必ずはってください。	
1 2 4 - 8 5 5 5		1 2 4 - 8 5 5 5	
住所	葛飾区 立石5丁目13番1号葛飾荘101号室	住所	葛飾区 立石5丁目13番1号葛飾荘101号室
氏名	葛飾 太郎 様	氏名	葛飾 太郎 様
葛飾区シルバーピア住宅 抽せん番号のお知らせ 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区都市整備部住環境整備課		葛飾区シルバーピア住宅 抽せん結果のお知らせ 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区都市整備部住環境整備課	
抽せん番号	単身 2人世帯	抽せん番号	単身 2人世帯
ここに住所にも書かなくてはいけません。		ここに住所にも書かなくてはいけません。	

No. 1

No. 2

葛飾区シルバーピア住宅の申し込みから入居まで

申し込み

- ・所定の「葛飾区シルバーピア」申込封筒を使用し、郵送してください。
(窓口での直接受け付けはできません。)
- ・令和 7 年 11 月 18 日 (火) までに、葛飾郵便局に届いたものに限り受け付けし、抽せんします。
(消印有効ではございません。)

抽せん番号の お知らせ

- ・令和 7 年 12 月上旬に抽せん番号をお知らせします。
※ただし、抽せん番号のお知らせハガキに切手の貼っていないものや料金が不足しているものは、
抽せん番号をお知らせしません。

公開抽せん

- ・令和 7 年 12 月 18 日 (木) 午前 9 時 30 分から、葛飾区役所新館 7 階 705 会議室で公開抽せんを行います。
☆当日会場においでにならなくてもさしつかえありません。
☆抽せん結果は、抽せん会終了後、住環境整備課前に掲示します。また、午後 3 時から各区民事務所・区民サービスコーナーに掲示します。

抽せん結果の お知らせ

- ・令和 7 年 12 月下旬に、抽せん結果をお知らせします。
※ただし、抽せん結果のお知らせハガキに切手の貼っていないものや料金が不足しているものは、
結果をお知らせしません。

当せん者

落せん

入居資格審査

- ・入居資格審査に合格しないと入居できません。
☆審査対象者には、審査に必要な書類を住環境整備課に持参していただき、面接審査をします。
なお、審査の日時等は、令和 7 年 12 月下旬から順次お知らせします。
※提出された書類は一切お返しできません。

合格・登録

- ・審査の合格の通知は、審査終了後 1 か月以内にお送りします。

辞退

失格

使用予定者

- ☆請け書（連絡先となる方 1～2 名の登録あり）と保証金（使用料の 2 か月分）が必要となります。
※連絡先となる方の資格は下記のとおりです。
①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する住宅に同居しない方
②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

入 居

- ・入居許可日から 15 日以内に引っ越しをしてください。
・入居予定は令和 8 年 3 月以降となります。

〈募集を知る方法〉

葛飾区では募集月の前月末頃に、以下の媒体でもお知らせします。

○「広報かつしか」

10月25日号

○FM放送「かつしかエフエム」

周波数 78.9MHz

○ホームページ

<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

今回の募集に関する問い合わせ先

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課 [3階307番]

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話03-5654-8353 (ダイヤルイン)

電話03-3695-1111 内線3443～3445